

令和元年12月定例会提出議案概要（記者発表資料）

1	招集告示日	令和元年11月26日	
2	招 集 日	令和元年12月3日	
3	提出議案件数	31件	
		予 算 5件	
		条 例 11件	
		その他 15件	
4	議案等件名		
	議案第49号	令和元年度西条市一般会計補正予算（第4回） の専決処分について	
	議案第50号	令和元年度西条市一般会計補正予算（第5回） について	別 冊
	議案第51号	令和元年度西条市国民健康保険特別会計補正予 算（第2回）について	
	議案第52号	令和元年度西条市公共下水道事業特別会計補正 予算（第3回）について	
	議案第53号	令和元年度西条市小松地域交流事業特別会計補 正予算（第1回）について	
	議案第54号	令和元年度西条市本谷温泉事業特別会計補正予 算（第2回）について	
	議案第55号	工事請負契約の締結について	
	議案第56号	西条市公共下水道根幹的施設の建設工事委託に 関する協定その2の一部を変更する協定の締結 について	2
	議案第57号	西条市丹原高齢者生活福祉センター及び西条市 小松生きがいデイサービスセンターの指定管理 者の指定について	3
	議案第58号	西条市東予総合福祉センター、西条市丹原福祉 センター及び西条市小松地域福祉センターの指 定管理者の指定について	//
	議案第59号	西条市休日夜間急患センターの指定管理者の指 定について	//
	議案第60号	西条市立周桑病院の指定管理者の指定について .	//
	議案第61号	西条市やすらぎ苑の指定管理者の指定について .	//
	議案第62号	西条市石鎚ふれあいの里の指定管理者の指定に	

	について	3
議案第 6 3 号	西条市観光交流センターの指定管理者の指定に ついて	//
議案第 6 4 号	西条市椿交流館の指定管理者の指定について . . .	//
議案第 6 5 号	西条市本谷温泉館の指定管理者の指定について . .	//
議案第 6 6 号	西条市立西条郷土博物館及び五百亀記念館の指 定管理者の指定について	//
議案第 6 7 号	新市建設計画の一部変更について	5
議案第 6 8 号	特定事業契約の一部変更について	6
議案第 6 9 号	西条市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に 関する条例について	7
議案第 7 0 号	西条市立学校体育施設照明設備使用料条例につ いて	8
議案第 7 1 号	西条市公共下水道事業の設置等に関する条例に ついて	9
議案第 7 2 号	西条市職員定数条例等の一部を改正する条例に ついて	1 1
議案第 7 3 号	西条市手数料条例等の一部を改正する条例につ いて	1 2
議案第 7 4 号	西条市農村環境改善センター設置及び管理条例 の一部を改正する条例について	1 4
議案第 7 5 号	西条市市営住宅設置及び管理条例の一部を改正 する条例について	1 5
議案第 7 6 号	西条市水道事業の設置等に関する条例の一部を 改正する条例について	1 6
議案第 7 7 号	西条市病院事業の設置等に関する条例の一部を 改正する条例について	1 7
議案第 7 8 号	西条市老人憩の家設置及び管理条例を廃止する 条例について	1 8
議案第 7 9 号	西条市丹原農村婦人の家設置及び管理条例を廃 止する条例について	1 9

議案第 55 号 工事請負契約の締結について

(契約課)

1 提出の理由

西施住工第 3 号 (仮称) 新泉町団地 2 区整備工事の内建築主体工事請負契約の締結について、西条市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 (平成 16 年西条市条例第 48 号) 第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 概要

(1) 工事番号

西施住工第 3 号

(2) 工事名

(仮称) 新泉町団地 2 区整備工事の内建築主体工事

(3) 契約金額

659,450,000 円

(4) 契約の相手方

西条市神拝甲 132 番地 4

西条・山本共同企業体

代表者 西条建設株式会社

代表取締役 星 加 隆 夫

議案第 56 号 西条市公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する
協定その 2 の一部を変更する協定の締結について
(下水道工務課)

1 提出の理由

西条市公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定その 2 の一部を変更する協定の締結について、西条市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 16 年西条市条例 48 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 概要

(1) 変更協定金額

519,040,000 円（99,560,000 円の減額）

(2) 協定の相手方

東京都文京区湯島二丁目 31 番 27 号

日本下水道事業団

理事長 辻原俊博

(3) 変更内容

日本下水道事業団が行った工事契約における入札減少金の発生、仮設方法の変更及び機器単価の精査を踏まえて、協定金額を変更するもの

議案第 57 号～議案第 66 号 各公の施設の指定管理者の指定について
 (長寿介護課・健康医療推進課・
 衛生課・観光振興課・社会教育課)

1 提出の理由

西条市の公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法(昭和22年法律67号)第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

2 概要

次のとおり公の施設の指定管理者を指定しようとするものである。

施設名	指定管理者候補
西条市丹原高齢者生活福祉センター	社会福祉法人 西条市社会福祉協議会
西条市小松生きがいデイサービスセンター	
西条市東予総合福祉センター	社会福祉法人 西条市社会福祉協議会
西条市丹原福祉センター	
西条市小松地域福祉センター	
西条市休日夜間急患センター	一般社団法人西条市医師会
西条市立周桑病院	医療法人専心会
西条市やすらぎ苑	道前総業有限会社
西条市石鎚ふれあいの里	石鎚ふれあいの里運営委員会
西条市観光交流センター	一般社団法人西条市観光物産協会
西条市椿交流館	シンコースポーツ・四電ビジネスグループ
西条市本谷温泉館	桂経営ソリューションズ株式会社
西条市立西条郷土博物館	公益財団法人愛媛民芸館
五百亀記念館	

3 指定の期間

(西条市立周桑病院)

令和2年4月1日から令和22年3月31日までの20年間

(西条市本谷温泉館、西条市立西条郷土博物館及び五百亀記念館)

令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間

(上記以外の施設)

令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間

1 提出の理由

新市建設計画の一部を変更するため、市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）第 5 条第 7 項の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 概要

(1) 趣旨

平成 17 年度から今年度末までの 15 ヶ年を計画期間とする新市建設計画について、昨年 4 月に、合併特例債の発行期限が再延長されたことに伴い、本市においても、計画期間を再延長することにより、合併特例債を有効に活用できる環境整備を図るもの。

(2) 今回の再改定方針

合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図るための基本方針として、合併協議会が市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）に基づき、平成 16 年に策定した背景に鑑み、基本方針の根本的な考え方を維持することとし、状況の変化によって目指すべきビジョンと現状との間に生じた「明白な矛盾点」について、必要最低限の変更を行う。

(3) 主な変更内容

ア 計画期間等

計画期間を現在の平成 17 年度から平成 31 年度までの 15 ヶ年から、令和 6 年度までの 20 ヶ年に 5 年間再延長する。あわせて、本市が同法を根拠として新市建設計画を策定していることを明確にするため、法律名に制定年と法律番号を追記するとともに、「面積」、「人口」、「元号」等を現況に合わせて修正する。

イ 新市の施策

「東予インダストリアルパーク及び東ひうち 1 号地などへの」という表現を、当該地域への企業誘致が完了していることから削除するなど、「明白な矛盾点」に該当する箇所について変更を行う。

ウ 財政計画

財政計画についても、令和 6 年度までの計画とし、平成 17 年度から平成 30 年度までは各年度の決算額を記載するとともに、令和元年度から令和 6 年度までは、現況に合わせた条件の見直しと、これらの条件から推計した計画値を記載する。

議案第68号 特定事業契約の一部変更について

(教育総務課)

1 提出の理由

西教総第379号西条市立小中学校・幼稚園空調設備整備PFI事業に係る特定事業契約の一部変更について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第12条の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 概要

(1) 変更契約金額

1,985,982,674円
(7,551,201円の増)

(2) 契約の相手方

西条市朔日市300番地1
株式会社西条学校空調PFIサービス
代表取締役 別府 勇

(3) 変更内容

消費税法(昭和63年法律第108号)等の一部改正に伴い、当初の契約期間のうち、令和元年10月1日から契約が満了する令和13年3月31日までの間について、空調設備の維持管理のサービス対価に係る消費税額を増額するもの

議案第 69 号 西条市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する
条例について

(職員厚生課)

1 提出の理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 29 号）が公布されたことに伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めようとするものである。

2 概要

(1) 給与に関すること（第 2 条）

会計年度任用職員の給与（給料、報酬、各種手当、各種手当に相当する報酬、期末手当）の種類について定めるものです。

(2) フルタイム会計年度任用職員の給料に関すること（第 3 条）

フルタイム会計年度任用職員の給料額の決定に関する事項について定めるものです。

(3) パートタイム会計年度任用職員の基本報酬に関すること（第 4 条）

パートタイム会計年度任用職員の基本報酬額の決定に関する事項について定めるものです。

(4) 給料及び基本報酬の支給方法に関すること（第 5 条）

会計年度任用職員の給料及び基本報酬の支給方法、支給日について定めるものです。

(5) 各種手当及び各種手当に相当する報酬に関すること（第 6 条～第 13 条）

職員に支給される手当の支給基準を踏まえ、フルタイム会計年度任用職員の各種手当及びパートタイム会計年度任用職員の各種手当に相当する報酬について定めるものです。

(6) 期末手当に関すること（第 15 条）

職員に支給される期末手当の支給基準を踏まえ、会計年度任用職員の期末手当について定めるものです。

(7) 通勤手当及び公務旅行に係る費用弁償に関すること（第 16 条、第 17 条）

パートタイム会計年度任用職員の通勤手当に係る費用弁償及び公務旅行のための費用弁償について定めるものです。

3 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日

議案第70号 西条市立学校体育施設照明設備使用料条例について

(スポーツ健康課)

1 提出の理由

地方自治法(昭和22年法律第67号)第225条の規定に基づき、西条市立学校の照明設備の使用につき使用料を徴収するため、所要の条例を制定しようとするものである。

2 概要

(1) 照明設備の使用料を次のとおりとする。

区分	単位	使用料
運動場の照明設備	1回	1,000円
屋内運動場の照明設備	1回	400円
武道場の照明設備	1回	200円

備考

- 1 「1回」とは、連続する2時間以内の使用をいう。
 - 2 使用が連続して2時間を超える場合は、当該超える時間2時間までごとの使用をそれぞれ1回の使用とみなす。
 - 3 屋内運動場及び武道場については、日中も照明設備を使用するものとする。
- (2) 使用料は、前納とし、既納の使用料は、還付しないこととする。ただし、天候その他使用者の責めに帰さない理由により、使用することができなかった場合などは、還付することができる。
- (3) 市長は、特に必要と認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

3 施行期日等

公布の日とし、令和2年4月1日以後の使用に係る使用料について適用する。

議案第 7 1 号 西条市公共下水道事業の設置等に関する条例について
(下水道業務課)

1 提出の理由

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第2条第3項の規定により西条市公共下水道事業に同法の財務規定等を適用することに伴い、同法第4条の規定により西条市公共下水道事業の設置及びその経営の基本に関する事項を定めるため、所要の条例を制定しようとするものである。

2 概要

(1) 地方公営企業法に規定する財務規定等の適用

- ア 地方公営企業法第2条第2項に規定する財務規定等を適用する。
- イ 経営の基本として、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

(2) 利益の処分の方法及び積立金の取崩し

- ア 毎事業年度利益が生じた場合において、前事業年度から繰り越した欠損金に補填し、なお利益に残額があるときは、積立金として積み立てる。
- イ 各積立金の使用について、議会の議決を経た場合については、その目的以外の用途への使用ができる。
- ウ 積立金を使用した場合においては、資本金へ組み入れることができる。
- エ 資本剰余金は、科目別に積み立てなければならない。

(3) 欠損の処理

- ア 欠損金は、前事業年度から繰り越した利益で補填し、なお欠損金に残額があるときは、利益積立金をもって補填することとし、利益積立金をもって補填してもなお残額があるときは、翌事業年度に繰り越すものとする。
- イ なお欠損金に残額があるときは、議会の議決を経て資本剰余金をもってうめることができる。

(4) 重要な資産の取得及び処分

予算で定めなければならない公共下水道事業の用に供する資産の取得及び処分に関する事項について定める。

(5) 議会の同意及び議決

- ア 議会の同意を要する職員の賠償責任の免除の額を定める。
- イ 議会の議決を要する負担付きの寄附等の受領の額及び損害賠償の額を定める。

(6) 業務状況説明書類の作成

業務の状況を説明する書類を年2回作成する旨と、その作成期日及び書

類の内容等を定める。

- (7) 附則において、公営企業会計への移行に伴い、西条市特別会計条例（平成16年西条市条例第50号）の規定から、公共下水道事業特別会計に関する規定を削除する。

3 施行期日

令和2年4月1日

議案第72号 西条市職員定数条例等の一部を改正する条例について
(職員厚生課)

1 提出の理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）が公布されたことに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

会計年度任用職員に関する条例の新規制定に伴い、次に掲げる改正を行う。

西条市職員定数条例（平成16年西条市条例第24号）のほか人事又は給与に係る条例13件について、関係部分の改正を行う。

3 施行期日

令和2年4月1日

議案第73号 西条市手数料条例等の一部を改正する条例について

(行政管理課)

1 提出の理由

受益者負担の適正化に向けた使用料・手数料の見直し等に伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

(1) 改正の経緯

使用料や手数料は、施設の利用や各種証明の発行など行政サービスを利用する特定の市民等から、その対価として徴収するものである。

施設の利用に係る経費は、利用者が負担する使用料により、また、証明等の発行に係る経費は、それを必要とする人が負担する手数料により、賄うことが望ましく、その経費を全て公費で賄おうとした場合、サービスを利用する人と利用しない人との間に不公平が生じ、負担の公平性の問題が生じる。

このようなことから、今回、平成19年9月に策定した「使用料、手数料の適正化に関する基本方針」に基づき原価計算結果や市内類似施設の状況、近隣自治体との均衡等を考慮しながら、より適正な料金設定となるよう見直しを行ったものである。

(2) 改正内容

ア 使用料

(ア) 改正する条例

西条市立西条郷土博物館等設置及び管理条例（平成16年西条市第91号）等 20件

(イ) 施設名

東予郷土館 生涯学習の館 佐伯記念館・郷土資料館 五百亀記念館（新規徴収） 体育館(6) 武道場 野球場(2) 陸上競技場 プール(2) 丹原B&G海洋センター テニスコート(5) 有料公園施設(8) 屋内運動場 スポーツコミュニティセンター スポーツライミング施設 福祉センター(3) 文化会館(2) 本谷温泉館 食の創造館 椿交流館 41施設

イ 手数料

(ア) 改正する条例と主な手数料

・西条市手数料条例（平成16年西条市条例第55号）

各種証明等交付 17件 建築審査関係手数料 43件

・西条市一般廃棄物最終処分場設置及び管理条例（平成16年西条市条

例第145号)

一般廃棄物最終処分場処分手数料 処分場(4)

・西条市道前クリーンセンター設置及び管理条例(平成16年西条市条例第146号)

一般廃棄物等処理手数料

3 施行期日等

(1) 使用料

公布の日から施行し、令和2年4月1日以後の使用分について適用する。ただし、同日以後の使用分であっても施行日前に使用の申請をし、かつ、使用料を徴収しているものは、改正前の使用料を適用する。

(2) 手数料

令和2年4月1日から施行する。

議案第74号 西条市農村環境改善センター設置及び管理条例の一部
を改正する条例について

(農水振興課)

1 提出の理由

令和元年度末をもって東予農村環境改善センターを三芳公民館へ、小松農村環境改善センターを石根公民館へそれぞれ施設統合するとともに、丹原農村婦人の家加工室を丹原農村環境改善センターへ施設統合をすることに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

- (1) 東予農村環境改善センター及び小松農村環境改善センターを対象となる施設から除くとともに、丹原農村婦人の家加工室を対象となる施設に加える。
- (2) 西条市公告式条例において、公布を行う掲示場のうち、小松農村環境改善センター掲示場から小松総合支所石根出張所掲示場に改める。
- (3) 西条市公共施設使用料減免条例において対象となる公共施設から、東予農村環境改善センター及び小松農村環境改善センターを除く。

3 施行期日

令和2年4月1日

議案第75号 西条市市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について

(施設管理課)

1 提出の理由

西条市公営住宅等長寿命化計画に基づき、老朽化した泉町2区及び泉町4区の各市営住宅を統合し、泉町団地1区を設置するため、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

別表の泉町2区及び泉町4区に関する規定を削除し、泉町団地1区に関する規定を追加する。

3 施行期日

令和2年3月1日。ただし、準備行為に関する規定は、公布の日

議案第76号 西条市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

(水道業務課)

1 提出の理由

地方自治法等の一部を改正する法律(平成29年法律第54号)の施行等に伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

第10条において引用している地方自治法(昭和22年法律第67号)の規定を、第243条の2から第243条の2の2に改め、並びに第6条第2項の規定及び第8条第2項の一部の規定を削除する。

3 施行期日

令和2年4月1日

議案第 77 号 西条市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する
条例について

(健康医療推進課)

1 提出の理由

地方自治法等の一部を改正する法律(平成29年法律第54号)の施行等に
伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

第11条において引用している地方自治法(昭和22年法律第67号)の規
定を、第243条の2から第243条の2の2に改め、並びに第7条第2項の
規定及び第9条第2項の一部の規定を削除する。

3 施行期日

令和2年4月1日

議案第78号 西条市老人憩の家設置及び管理条例を廃止する条例について

(長寿介護課)

1 提出の理由

令和元年度末をもって西条市老人憩の家の運営を終了することに伴い、条例を廃止しようとするものである。

2 概要

西条市老人憩の家の廃止

3 施行期日

令和2年4月1日

議案第79号 西条市丹原農村婦人の家設置及び管理条例を廃止する
条例について

(農水振興課)

1 提出の理由

令和元年度末をもって丹原農村婦人の家を田野公民館へ施設統合するとともに、別棟の丹原農村婦人の家加工室を丹原農村環境改善センターへ施設統合することに伴い、条例を廃止しようとするものである。

2 概要

西条市丹原農村婦人の家設置及び管理条例を廃止する。

3 施行期日

令和2年4月1日